食品・環境関係営業施設等における埼玉県秩父保健所長表彰要綱

第1目的

秩父地域において、日常生活に深い関係のある食品及び環境衛生の推進のために 率先して献身的に努力し、その成果が顕著である者の功績を表彰し、公衆衛生の向 上を図る。

第2 表彰の種類

保健所長表彰とし、その区分は「優良施設」及び「衛生功労者」の2種類とする。

第3 表彰の対象

次に掲げる者であって、食品及び環境衛生の向上に著しく功績のあった者とする。

- 1 食品衛生法による許可営業を営む者及び従業員。
- 2 食品衛生に関する条例による許可営業を営む者及び従業員。
- 3 公衆浴場・旅館・興行場・理容所・美容所及びクリーニング所を営む者及び 従業員。
- 4 1から3以外であって、保健所長が特に認める者

第4 表彰の手続

- 1 別に定める推薦基準に基づいて審査し、被表彰者を選定する。
- 2 保健所長は、前項の選定に当たって、秩父保健所管内食品環境衛生協会長に 対象者の推薦を求めることができる。

この場合の推薦様式は別記様式1のとおりとする。

5 表彰の方法

被表彰者に対して、次の様式の表彰状を交付して行う。

(イ) 優良施設

別記様式2の1

(口) 衛生功労者

" 202

第6 表彰の回数

保健所長が必要と認めるときに実施する。 ただし、2年に1回を目安とする。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

改正

平成24年8月一部改正

平成25年10月全面改正

令和2年8月一部改正

推薦基準

ー 表彰の区分ごとの基準

1 優良施設

施設及び衛生管理が特に優秀であり、特に模範とすべきもので次の各号に該当する もの。

- (1) 営業年数が5年以上であること。
- (2) 対象となる施設が建築後営業を開始してから3年以上経過していること。
- (3) 食品衛生関係施設にあっては、食品衛生監視指導・立入検査票(施設)による施設の採点成績が、80点以上であること。

環境衛生関係施設にあっては、環境衛生監視員が優良と認めた施設であること。

- (4) 施設及び設備の改善に熱意があること。
- 2 衛生功労者

食品及び環境衛生の営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善に貢献し、その 功績が特に顕著であり、かつ他の模範となり得る者。

ただし、従業員にあっては、当該職歴が3年以上であって、家族従業員でないこと。

二 行政処分歴等に関する基準

過去1年間関係法令の規定に違反し、行政処分、若しくは懲役、禁固または罰金に処せられたことがないこと。

(別記様式省略)